

高校生等の収入認定除外等の取扱いについて

- 生活保護制度は、利用し得る資産・能力その他あらゆるものを活用することを前提として行われる制度であるため、金銭収入は全て収入として認定するのが原則。
- 一方で、生活保護の目的である自立助長の観点から、特定の金銭収入について、支給の趣旨、当該世帯の自立の可能性を考慮し、自立更生のために使われた分については収入認定から除外することとしている。
- 今般、以下のとおり、恵与金・貸付金の収入認定除外の対象として、大学入学料等「就労や早期の保護脱却に資する経費」を加えることとする。

	保護費のやり繰りによる預貯金	収入認定除外（恵与金・貸付金）	収入認定除外（アルバイト収入）
使用目的	・生活保護の趣旨目的に反しないと認められるもの	・被保護世帯の自立更生	・被保護世帯の自立更生 ・就労の意義の理解や社会性の向上など子どもの自立意欲の喚起（H26.4～）
考え方	・同上	・高等学校等就学費の支給対象となるない、又は賄いきれない経費であって、就学のために必要な最小限度の額 ・ <u>就労や早期の保護脱却に資する経費</u>	・高等学校等就学費の支給対象となるない、又は賄いきれない経費であって、就学のために必要な最小限度の額 ・就労や早期の保護脱却に資する経費（H26.4～）
具体例	・私立学校の授業料 ・クラブ活動費 ・参考書代 ・修学旅行費 ・学習塾費（H27.10～） ・大学等入学料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用（H25.4～）等	・私立学校の授業料 ・クラブ活動費 ・参考書代 ・修学旅行費 ・学習塾費（H27.10～） ・ <u>大学等入学料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用等</u>	・私立学校の授業料 ・クラブ活動費 ・参考書代 ・修学旅行費 ・学習塾費（H27.10～） ・大学等入学料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用（H26.4～）等

生活保護制度における児童福祉施設入所者等の児童手当積立金の取扱い

改正前の取扱い

- 児童福祉施設を退所した子どもが生活保護世帯に戻る場合、入所中に積み立てた児童手当については、原則として収入認定し、保護費が減額される実態がある。（里親の元から戻る場合も同様）

(参考)改正前のイメージ



※施設入所中の積立金の管理は施設長等が行う。

※施設退所時には、①引き続き施設長等が管理するか、②親権を行う父母等に管理者を変更することとなっている。

課題

- 現行の取扱いでは、児童福祉施設入所中に積み立てた児童手当が収入認定される結果、児童手当を子どもの将来の自立のために使うことができない。
- さらに、一般の生活保護世帯には児童手当と同額の児童養育加算が生活保護費から支給され、子どもの保護脱却等のためにやり繰りにより積み立てた預貯金は収入認定されない。このため、児童福祉施設に入所する児童の世帯とそれ以外の世帯との間で取扱いの差が生じており、不公平との指摘がある。

見直し内容

- 児童福祉施設を退所した子どもが生活保護世帯に転入した場合において、入所中に積み立てた児童手当積立金について、子どもの保護脱却に資する目的等（※）に充てられる場合（将来予定されている目的も含む。）に、収入として認定せず、預貯金の保有を認めることとする。

※例：高校等のクラブ活動費、参考書代、修学旅行費、学習塾費、大学等入学料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用等